

就業規則（賃金規程）の規定例

（事業場内最低賃金）

第〇条

当事業場内における最低賃金は、時間給 1,122 円とする。

ただし、地域別最低賃金の改定により、当該地域別最低賃金が上記金額を上回る場合は、地域別最低賃金額を事業場内最低賃金とする。

最低賃金額以上かどうかを確認する方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

（1）時間給制の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

（2）口給制の場合

日給 $\div$ 1 日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）

（3）月給制の場合

月給 $\div$ 1 箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

※ 1 か月平均所定労働時間 = $(365 \text{ 日} - \text{年間休日}) \times 1 \text{ 日の所定労働時間} \div 12 \text{ か月}$

（4）出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

（5）上記（1）、（2）、（3）、（4）の組み合わせの場合

例えば、基本給が口給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記（2）、

（3）の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

最低賃金に算入しない手当

（1）臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

（2）1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

（3）所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金等）

（4）所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金等）

（5）午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

※（3）（4）（5）においては、固定残業手当も含む。

（6）精算手当、通勤手当及び家族手当

【月給制の場合の換算方法 1：〇〇県で働く A さんの場合】

基本給	150,000 円
職務手当	30,000 円
通勤手当	5,000 円
時間外手当	35,000 円
合計	220,000 円

労働時間／日	8 時間
年間労働日数	250 日
〇〇県の最低賃金	1,000 円

〇〇県で働く労働者 A さんは、月給で、基本給が月 150,000 円、職務手当が月 30,000 円、通勤手当が月 5,000 円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。M 月は、時間外手当が 35,000 円支給され、合計が 220,000 円となりました。

なお、A さんの会社は、年間所定労働日数は 250 日、1 日の所定労働時間は 8 時間で、〇〇県の最低賃金は時間額 1,000 円です。

A さんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

（1）A さんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんので、

$$220,000 \text{ 円} - (5,000 \text{ 円} + 35,000 \text{ 円}) = 180,000 \text{ 円}$$

（2）この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$(180,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) \div (250 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}) = 1,080 \text{ 円} > 1,000 \text{ 円}$$

となり、最低賃金額以上となっています。

【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法2：△△県で働くBさんの場合】

基本給（日給）	6,000円
M月の労働日数	20日
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
合計	150,000円
労働時間／日	8時間
年間労働日数	250日
△△県の最低賃金	950円

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり6,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。M月は、20日間働き、合計が150,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、△△県の最低賃金は時間額950円です。

Bさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

$$30,000円 - 5,000円 = 25,000円$$

(2) 基本給（日給制）と手当（月給制）のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

$$\text{基本給の時間換算額} \quad 6,000円 \div 8時間 / 日 = 750円 / 時間$$

$$\text{手当の時間換算額} \quad (25,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 150円 / 時間$$

$$\text{合計の時間換算額} \quad 750円 + 150円 = 900円 < 950円$$

となり、最低賃金額を下回ることになります。

【歩合給制の場合の換算方法1：□□県で働くCさんの場合（完全歩合給制の場合）】

歩合給	168,000円
時間外割増賃金	6,300円
(168,000円 ÷ 200時間 × 0.25 × 30時間)	
深夜割増賃金	3,150円
(168,000円 ÷ 200時間 × 0.25 × 15時間)	
総支給額	177,450円
月間総労働時間	200時間
所定労働時間	170時間
(1年間における1箇月平均所定労働時間)	
時間外労働時間	30時間
深夜労働時間	15時間

□□県のタクシー会社で働く労働者Cさんは、あるM月の総支給額が177,450円であり、そのうち、歩合給が168,000円、時間外割増賃金が6,300円、深夜割増賃金が3,150円となっていました。なお、Cさんの会社の1年間における1箇月平均所定労働時間は月170時間、M月の時間外労働は30時間、深夜労働が15時間でした。□□県の最低賃金は、時間額950円です。

Cさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1) Cさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。除外される賃金は、時間外割増賃金、深夜割増賃金であり、

$$177,450円 - (6,300円 + 3,150円) = 168,000円$$

(2) この金額を月間総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$168,000円 \div 200時間 = 840円 < 950円$$

となり、最低賃金額を下回ることになります。

【歩合給制の場合の換算方法2：××県で働くDさんの場合（固定給と歩合給が併給される場合）】

固定給	136,000円
歩合給	50,000円
(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。)	
固定給に対する時間外割増賃金	30,000円
(136,000円÷170時間×1.25×30時間)	
固定給に対する深夜割増賃金	3,000円
(136,000円÷170時間×0.25×15時間)	
歩合給に対する時間外割増賃金	1,875円
(50,000円÷200時間×0.25×30時間)	
歩合給に対する深夜割増賃金	938円
(50,000円÷200時間×0.25×15時間)	
総支給額	221,813円
月間総労働時間	200時間
所定労働時間	170時間
(1年間における1箇月平均所定労働時間)	
時間外労働時間	30時間
深夜労働時間	15時間

××県のタクシー会社で働く労働者Dさんは、あるM月の総支給額が221,813円であり、そのうち、固定給が136,000円（ただし、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。）、歩合給が50,000円、固定給に対する時間外割増賃金が30,000円、固定給に対する深夜割増賃金が3,000円、歩合給に対する時間外割増賃金が1,875円、歩合給に対する深夜割増賃金が938円となっていました。なお、Dさんの会社の1年間における1箇月平均所定労働時間は月170時間で、M月の時間外労働は30時間、深夜労働が15時間でした。××県の最低賃金は、時間額950円です。

Dさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1)固定給（最低賃金の対象とならない賃金を除いた金額）を1箇月平均所定労働時間で除して時間当たりの金額に換算すると、

$$136,000 \text{ 円} \div 170 \text{ 時間} = 800 \text{ 円}$$

(2)歩合給（最低賃金の対象とならない賃金を除いた金額）を月間総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算すると、

$$50,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 時間} = 250 \text{ 円}$$

(3)固定給の時間換算額と歩合給の時間換算額を合計し、最低賃金額と比較すると、

$$800 \text{ 円} + 250 \text{ 円} = 1,050 \text{ 円} > 950 \text{ 円} \quad \text{となり、最低賃金額以上となっています。}$$